

No	名称 Up Date	地域	都道府県	市区町村	開始	終了 期日	随時 更新	交付補足		補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考
	産業的な事業推進のための設備投資支援事業（第14回募集）	関東	JP-13:東京都	(空白)	2026年10月23日	2026年11月24日	(空白)	※13時締切		○事業計画を伴わず、単なる機械設備等の更新を目的としている事業は対象外です。 ○研究開発を目的とし、量産および販売等の目的が立っていない事業は対象外です。 ○ゼロエミコース：省エネ設備を導入した事業への取組 申請時に提出していただく「ゼロエミッション構築案」の記載内容を総合的に判断し、省エネ効果が高いと見込まれる事業計画の場合、助成率が高くなります。 ○賃上げコース：賃金引上げ計画を策定し、実施する取組 申請時に提出していただく「賃金引上げ計画書」や関係書類の記載内容を総合的に判断し、計画の実効性が高いと見込まれる事業計画について助成率が高くなります。 ○機械設置場所：東京都区内及び首都圏（神奈川県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県） (注)東京以外に拠点を設ける場合、東京都内に本店があることが条件 ○対象経費：機械装置、器具備品、ソフトウェアの新たな導入、投入・費付等に要する経費	競争力強化区分：1億円 後継者チャレンジ区分：1億円 アップグレード促進区分：2億円	競争力強化区分： ※中小企業者：1/2以内または3/4以内(※1、※2) ※小規模企業者：2/3以内または3/4以内(※1)または4/5以内(※2) 後継者チャレンジ区分：2/3以内または3/4以内(※1、※2) アップグレード促進区分：3/4以内(※3)	市内中小企業者が「製品・サービスの質的向上」による競争力強化や「生産能力の拡大」のための生産性向上を進める際に必要となる機械設備等の導入経費の一部を助成します。 これにより、都市中小企業の中長期的な成長を支え、東京の商業力の強化及び都市経済の持続的発展につなげていくことを目的としています。 ※本事業は、試作・開発ではなく量産フェーズの申請が対象です。	県内中小企業者が「製品・サービスの質的向上」による競争力強化や「生産能力の拡大」のための生産性向上を進める際に必要となる機械設備等の導入経費の一部を助成します。 これにより、都市中小企業の中長期的な成長を支え、東京の商業力の強化及び都市経済の持続的発展につなげていくことを目的としています。 ※本事業は、試作・開発ではなく量産フェーズの申請が対象です。	令和8年度 令和9年度 令和10年度	https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/isei/setsubu/osei/yakushiki-14x.html	○問合せ先： 東京都中小企業振興公社 企画振興部 設備支援課
NEW	7																
	令和8年度 神奈川農地 域未来投資 促進事業補助 基金	関東	JP-14:神奈川県	(空白)	2026年09月18日	2026年11月30日	(空白)	※随時受付	○対象事業 新たな事業や分野への展開に取り組むために施設等への投資を行う事業であって、以下のいずれにも該当するものを対象とする。 ・補助対象となる投資より中小企業者が行う新たな事業 ・基本計画に基づく「地域経済牽引事業」として承認を受け、事業計画期間中である事業、又は、交付決定の日までに新たに承認を受ける見込みである事業 ○米田開発政策による不安定な国際経済環境、中東情勢の緊迫化や日産自動車返工場生産の小等による影響を受け、地域経済牽引事業計画に影響が生じていること ○申請するにあたっては以下の点を確認すること ・企業グループでの申請の場合は、補助対象事業の実施主体となる企業を明確にすること。 ・地域経済牽引事業計画の承認を受けることができない場合は、補助対象者とならないため注意すること。	1,000万円	1/3以内	米田開発政策の影響や長引くエネルギー・原材料価格高騰を踏まえ、中小企業等が産業構造・経済社会活動の変化に対応するために先行DXや省人化・省力化、事業再構築に向けた取組を支援します。 ※本事業は、国の「物流高機能対応重点支援地方創生担交付金」を活用した事業です。 【対象事業】 ・ビジネスモデル再構築 ・米田開発や長引く物価高騰に対応するため、「新市場進出、新分野開拓、事業・業態転換、事業再編、国内回帰」等の事業再構築に向けた取組であること ・DXに対応 「DX」に資する製品、サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス、サービス提供方法の改善等の新たな取組であること ・生産性向上枠 製品、サービスの生産・提供プロセスにおいて人による作業に依存する業務を機械、システムで代替することなどにより「省人化」、「省力化」を図る取組であること	県内に本社又は支店を有する中小企業者	交付決定日から2027年2月末日 (逾)まで	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/chikimiral/chikimiraioho/kin2026.html	○問合せ先： 神奈川県産業振興局産業政策部長 奥村雅典氏 お問い合わせグループ	
NEW	8																
	令和8年度 ビジネス変革 応援事業補助 基金（第2回）	中部	JP-15:新潟県	(空白)	2026年09月28日	2026年10月29日	(空白)	※予算の上限に達し次第、受付終了となります。	○売上減少要件 エネルギー・材料価格高騰による経済社会活動の変化により、2022年1月以降の任意の1月の売上高、粗利益、付加価値額のいずれかが、2019年～2021年の同月と比較して5%（DX対応枠・生産性向上枠の付加価値額の場合は10%）以上減少していること。 ○商工企業または商工会議所による相談・助言等の支援を受けながら取り組む事業であること。 ○法人の場合は、パートナーシップ構築室に登録していること ○申請する事業と同一の事業や機械装置等について、国及び他の地の補助金の併用はできません。 ○同一事業者からの申請は1件に限り、他の枠との同時申し込みできません。	ビジネスモデル再構築枠：100万円 DX対応枠：100万円 生産性向上枠：100万円	ビジネスモデル再構築枠：2/3以内 DX対応枠：2/3以内 生産性向上枠：1/2以内	米田開発政策の影響や長引くエネルギー・原材料価格高騰を踏まえ、中小企業等が産業構造・経済社会活動の変化に対応するために先行DXや省人化・省力化、事業再構築に向けた取組を支援します。 ※本事業は、国の「物流高機能対応重点支援地方創生担交付金」を活用した事業です。 【対象事業】 ・ビジネスモデル再構築 ・米田開発や長引く物価高騰に対応するため、「新市場進出、新分野開拓、事業・業態転換、事業再編、国内回帰」等の事業再構築に向けた取組であること ・DXに対応 「DX」に資する製品、サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス、サービス提供方法の改善等の新たな取組であること ・生産性向上枠 製品、サービスの生産・提供プロセスにおいて人による作業に依存する業務を機械、システムで代替することなどにより「省人化」、「省力化」を図る取組であること	県内に本社又は支店を有する中小企業者	交付決定日から2026年12月20日まで	https://www.pref.nigata.lg.jp/sec/chikishinke/r8bizbusiness/sango/ikoutai.html	○問合せ先： ビジネス変革応援補助金事務局 ※事業計画については 佐賀市商工会議所	
NEW	9																
	草津市中小企業成長投資促進補助金	近畿	JP-25:滋賀県	草津市	2026年09月18日	2026年11月13日	(空白)	※予算の上限に達した時点で受付終了です。	○補助金の交付対象となる事業においては、国、県または市の他制度による補助金の交付および税制優遇を受けていないこと。 ○対象経費 (1)工具、器具および備品（生物は除く）、機械および装置、ITツールに関するもの (2)補助対象経費が中小企業者にとっては、60万円以上のもの、小規模企業者にとっては、30万円以上のもの (3)交付決定日から令和9年2月15日（月）までに事業が完了するもの ※設備導入とは、新たに購入・構築するものであり、修繕は含みません。既存設備の改良を行うことにより、新事業展開、事業拡大および生産性向上に資する場合は対象となります。 ○公益性向上（高付加価値化・効率化）事業は次の2種であり、 ・資金UP支援枠 ・兼身事業者支援枠 ○資金UP支援枠 以下全ての項目を満たす事業者。 ①令和7年11月22日以降の事業年度最低賃金を5%以上引き上げること。 ②業績報告日または令和9年1月15日のいずれか早い日までに引き上げに伴う資金を支給していること。 ③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていないこと。 ○兼身事業者支援枠 以下のいずれかに該当する者。 ①令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること ②令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること。 ③直近の決算書の営業利益額※4が過去4年度のいずれかの決算書の営業利益額と比較して3%以上減少していること。	100万円または150万円(※)	1/2	物価高騰等の情勢下において、市内中小企業者の新事業展開や事業拡大、生産性向上を促進するため、必要な設備の導入に係る経費の一部を支援します。	市内の中小企業者	交付決定日から2027年2月15日まで	https://www.city.kusatsu.shiga.jp/_kurashi/sangobusiness/sango/hoyo/1260901141621246.html	○問合せ先： 草津市商工観光労政課 商工観光労政係	
NEW	10																
	佐賀県中小企業生産性向上支援補助基金（第8弾）	九州	JP-41:佐賀県	(空白)	2026年09月25日	2026年10月23日	(空白)	(空白)	○対象事業 新たな事業や分野への展開に取り組むために施設等への投資を行う事業であって、以下のいずれにも該当するものを対象とする。 ・補助対象となる投資より中小企業者が行う新たな事業 ・基本計画に基づく「地域経済牽引事業」として承認を受け、事業計画期間中である事業、又は、交付決定の日までに新たに承認を受ける見込みである事業 ○米田開発政策による不安定な国際経済環境、中東情勢の緊迫化や日産自動車返工場生産の小等による影響を受け、地域経済牽引事業計画に影響が生じていること ○申請するにあたっては以下の点を確認すること ・企業グループでの申請の場合は、補助対象事業の実施主体となる企業を明確にすること。 ・地域経済牽引事業計画の承認を受けることができない場合は、補助対象者とならないため注意すること。	③資金UP支援枠：200万円（※） ④兼身事業者支援枠：120万円 ※ただし、令和7年11月22日以降に10%以上の賃上げを実施又は予定している事業者については上上限額400万円 ○兼身事業者支援枠 以下の全ての項目を満たす事業者。 ①令和7年11月22日以降の事業年度最低賃金を5%以上引き上げること。 ②業績報告日または令和9年1月15日のいずれか早い日までに引き上げに伴う資金を支給していること。 ③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていないこと。 ○兼身事業者支援枠 以下のいずれかに該当する者。 ①令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること ②令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること。 ③直近の決算書の営業利益額※4が過去4年度のいずれかの決算書の営業利益額と比較して3%以上減少していること。	2/3以内または3/4以内（※） ※③資金UP支援枠	原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等による経営環境の悪化、県内中小企業等が産業構造・経済社会活動の変化に対応するために先行DXや省人化・省力化、事業再構築に向けた取組を支援します。 ※本事業は、国の「物流高機能対応重点支援地方創生担交付金」を活用した事業です。 【対象事業】 ・ビジネスモデル再構築 ・米田開発や長引く物価高騰に対応するため、「新市場進出、新分野開拓、事業・業態転換、事業再編、国内回帰」等の事業再構築に向けた取組であること ・DXに対応 「DX」に資する製品、サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス、サービス提供方法の改善等の新たな取組であること ・生産性向上枠 製品、サービスの生産・提供プロセスにおいて人による作業に依存する業務を機械、システムで代替することなどにより「省人化」、「省力化」を図る取組であること	県内に本社又は支店を有する中小企業者	交付決定日から2027年1月15日まで	https://sagaperch.jp/news/000426.php	○問合せ先： 佐賀県産業イノベーションセンター補助金事務局	
NEW	11																
	中小企業者全国強化投資補助金（一般型）第8回	全国	全国	(空白)	2026年08月18日	(空白)	(空白)	※17時締切 ※申請開始日は2026年9月18日(金)	○基本要件 ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②成長分野別：(1)のうち、造船、航空機、洋車、電力等の本市の成長分野において補助対象事業を実施するもの ③事業計画で賃上げが事業実施計画期間における最低賃金300円以上の水準 ④世代交代や経営支援対象事業法人に基づく一般事業主再会合を公表等（従業員21名以上の場合のみ） ※最低賃金引上げ特別適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。 ○その他の要件 ①補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。 ※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の対象となります。 ②事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。 ③3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値が増加する事業計画を策定すること。 ④人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。 ※汎用設備であっても、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の数、搭載する機能等が変化する場合や、汎用設備を組み合わせて導入することにより高い省力化効果や付加価値を生み出すことが可能である場合には、オーダーメイド設備であるとみなし、本事業の対象となります。 ※単に汎用設備を単体で導入する事業については、本事業の対象とはなりません。 ○併用設備 ①大規模賃上げに係る補助上限額引き上げの特例 ②最低賃金引き上げに係る補助上限額引き上げの特例	従業員5名以下：750万円（1,000万円） 従業員6～20名：1,500万円（2,000万円） 従業員21～50名：3,000万円（4,000万円） 従業員51～100名：5,000万円（6,500万円） 従業員101名以上：8,000万円（1億円） ※補助上限額は従業員数ごとに異なり ※大幅賃上げ特別（上記カッコ内の金額は特別適用後の上限額）	中小企業：1/2（2/3）※ 小規模・再生事業者：2/3 ※賃上げ実施事業者 事業完了（時まで）、正社員の2割以上の社員に対し、令和8年1月支給時の賃金率と比べて30%以上の引上げを行っている事業者	中小企業者の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等が、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果的なデジタル技術等を活用した事業設備（※）を導入するための事業費等の経費の一部を助成することにより、省力化投資を促進します。これにより、中小企業者の付加価値増や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とします。 ※デジタル技術等を活用した専用設備（「オーダーメイド設備」とは、IoTやAI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレーター（Sier）との連携を通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことをいいます。 【取組例】 ・デジタル技術等を活用した業務改善の取組 ・生産の効率化のための取組 ・新商品開発や販路開拓等の売上向上につながる取組 【取組例】 ・耐用年数を超えたもの、または購入後10年を経過した既存の建物付帯設備、機械への機能向上を目的としたオーバーホール・メンテナンス等による長寿命化、省エネ化の取組	中小企業者、小規模企業者、小規模事業者、特定事業者のいずれか、特定事業者（住民投票等）の賛同により、社会福祉法人、表会福祉法人、社会福祉法人	交付決定日から17日以内	https://shoryokuka.smr.go.jp/pp/an/	○問合せ先： 中小企業者全国強化投資補助金事務局 ※申請開始日は2026年9月18日(金)	
update	12																
	長崎市チャレンジャー企業応援事業費補助金	九州	JP-42:長崎県	長崎市	2026年03月09日	2026年12月28日	(空白)	※予算がなくなり次第、受付終了	○対象事業 新たな事業や分野への展開に取り組むために施設等への投資を行う事業であって、以下のいずれにも該当するものを対象とする。 ・補助対象となる投資より中小企業者が行う新たな事業 ・基本計画に基づく「地域経済牽引事業」として承認を受け、事業計画期間中である事業、又は、交付決定の日までに新たに承認を受ける見込みである事業 ○米田開発政策による不安定な国際経済環境、中東情勢の緊迫化や日産自動車返工場生産の小等による影響を受け、地域経済牽引事業計画に影響が生じていること ○申請するにあたっては以下の点を確認すること ・企業グループでの申請の場合は、補助対象事業の実施主体となる企業を明確にすること。 ・地域経済牽引事業計画の承認を受けることができない場合は、補助対象者とならないため注意すること。	賃上げ環境整備事業者） ・中小企業者：100万円 賃上げ実施事業者） ・中小企業者：300万円（200万円） ・成長分野別：1,000万円（600万円） ・地域経済牽引枠：5,000万円（3,000万円） ※賃上げ環境整備事業者 事業完了（時まで）、正社員の2割以上の社員に対し、令和8年1月支給時の賃金率と比べて30%以上の引上げを行っている事業者	賃上げ環境整備事業者：1/3 賃上げ実施事業者：2/3 ※賃上げ実施事業者 事業完了（時まで）、正社員の2割以上の社員に対し、令和8年1月支給時の賃金率と比べて30%以上の引上げを行っている事業者	エネルギー価格や原材料費等の物価高騰の影響により、収益面において厳しい経営環境が続く中、従業員雇用維持に向けた持続的・構造的な賃上げを目的とした売上拡大や収益改善のための新事業の展開、新製品・新サービスの開発等の新たな取組を支援します。 【対象事業】 ①新事業展開事業 振作の事業と異なる新分野に進出するなど経営の多角化に資する取組 ※新製品・新サービス開発事業 高付加価値新製品や新技術、新たなサービスの提供など売上拡大に資する取組 ③生産性向上・業務効率化事業 生産性向上・業務効率化など収益拡大に資する取組	市内の中小企業者	交付決定日～2027年2月末	https://www.city.nagasaki.jp/oge/page/76401.html	○問合せ先： 長崎市経済産業部新産業推進課 誘致・支援係	
update	13																